

高校生等奨学給付金 一部前倒し支給の御案内

高校生等がいる非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等）を支援するための奨学給付金を支給します。

通常は7月1日を基準に審査を行います。新入生の希望者に限り、一部を前倒して支給します。

なお、今回申請をされなくても、7月1日現在で支給要件を満たす場合は、後日申請することで、年額を受給することができます。（7月に案内予定）

○支給要件

次のすべてに該当する世帯が対象です。

- ・前年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

（4月1日時点で非課税とみなせる世帯※1を含む）

又は4月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している世帯

※1 3月末までに家計が急変したことにより、保護者等の収入が非課税相当額まで激減した世帯をいいます。詳細は佐賀県へお問い合わせください。

- ・生徒が高等学校就学支援金を受ける資格を有している

- ・保護者等が佐賀県内に住所を有していること※2

※2 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住の都道府県へお問い合わせください。

○生徒1人あたりの支給額（年額×1/4）

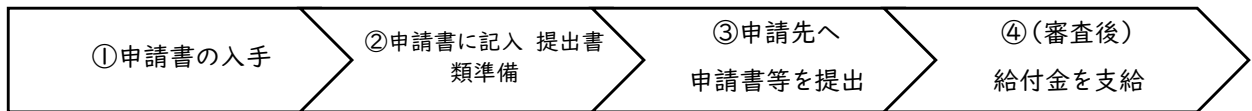
対象 【専攻科以外】	国公立高校（※令和6年度の場合）		私立高校	
	年額	前倒し支給額 （4～6月分相当額） <年額×1/4>	年額	前倒し支給額 （4～6月分相当額） <年額×1/4>
生活保護（生業扶助） 受給世帯 【全日・定時・通信】	32,300円	8,075円	52,600円	13,150円
非課税世帯 （第1子） 【全日・定時】	122,100円	30,525円	152,000円	38,000円
非課税世帯 （第2子以降） 【全日・定時】	143,700円	35,925円		
非課税世帯 【通信制】	50,500円	12,625円	52,100円	13,025円

対象 【専攻科】		国公立高校（※令和6年度の場合）		私立高校	
		年額	前倒し支給額 （4～6月相当額） <年額×1/4>	年額	前倒し支給額 （4～6月相当額） <年額×1/4>
非課税世帯 （生活保護（生業扶助） 受給世帯を含む）		50,500円	12,625円	52,100円	13,025円
保護者等全員の道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額の合算が	105,500円 未満の世帯	—	—	10,420円	2,605円
	264,500円 未満であり 扶養する子が 3人以上いる世帯	—	—		

※国公立高校は、令和6年度の支給額を掲載しており、令和7年度の額は変更になる可能性があります。

○申請手続と受付期間

・申請手順



・申請書配置場所 県内高校:各高校

県外高校:佐賀県から送付、佐賀県ホームページからダウンロード

・申請書受付期間 (公立) 令和7年6月20日(金)まで

(私立) 令和7年6月20日(金)まで

・提出書類 申請書、口座確認書類、課税証明書等

・申請書提出方法 郵送 又は 持参

・申請書提出先 佐賀県立高校 : 各県立高校事務室

佐賀県内私立高校等 : 各学校

佐賀県外私立高校等 : 佐賀県庁法務私学課 私立中高・専修学校支援室

佐賀県立高校以外 : 国公立→佐賀県教育総務課学校財務担当

※申請書を受理した後、審査を行いますので、その結果、支給できない場合もあります。

※事実と異なる内容の申請により本来受けることができない給付金を受けた場合は、即時の返還と違約金が課されます。

○お問合せ先

●佐賀県内の高等学校に在学している場合●

在学している学校事務室にお問合せください。

●国公立の高等学校等に在学している場合●

※佐賀県立高校以外の国公立校

佐賀県教育委員会事務局 教育総務課 学校財務担当

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁旧館2階

TEL:0952-25-7223 FAX:0952-25-7281

メールアドレス:kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp

●私立の高等学校等に在学している場合●

※佐賀県外の私立校

佐賀県総務部法務私学課 私立中高・専修学校支援室

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁新館5階

TEL:0952-25-7464 FAX:0952-25-0629

メールアドレス:houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

●佐賀県以外にお住まいの場合●

お住まいの都道府県にお問合せください。

都道府県のお問合せ先は、文部科学省ホームページで御確認ください。

文部科学省 奨学給付金

検索

